

「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針	第 1 章 定義及び基本方針
<p>(定義)</p> <p>1-1 ……………</p> <p>(1)～(12) (省 略)</p> <p>(13) <u>無形資産</u> <u>措置法第 68 条の 107 の 2 第 4 項第 2 号</u> (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)に規定する無形資産のうち重要な価値のあるものをいう。</p> <p>(14) ……………第 68 条の 107 の 2 第 1 項に規定する……………</p> <p>(15)・(16) (省 略)</p> <p>(17) <u>相互協議</u> <u>法第 2 条第 12 号の 19 ただし書</u> (定義)に規定する<u>条約</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(18)～(20) (省 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>1-1 ……………</p> <p>(1)～(12) (同 左)</p> <p>(13) <u>無形資産</u> <u>基本通達 20-2-4</u> (恒久的施設において使用する資産の範囲)に定める無形資産をいう。</p> <p>(14) ……………第 68 条の 107 の 2 第 1 項 <u>(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)</u>に規定する……………</p> <p>(15)・(16) (同 左)</p> <p>(17) <u>相互協議</u> <u>法第 139 条第 1 項</u> (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する<u>租税条約</u>……………</p> <p>(18)～(20) (同 左)</p>
第 2 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査	第 2 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査
<p>(国外事業所等に帰せられる金融資産)</p> <p>2-4 ……………<u>措置法施行令第 39 条の 126 の 4 第 2 項第 2 号</u>に規定する……………</p> <p>……………</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(国外事業所等に帰せられる金融資産)</p> <p>2-4 ……………<u>基本通達 20-5-21(3)</u> (恒久的施設に帰せられる資産の意義)に定める……………</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p>
<p>(従来型の条約が適用される場合の取扱い)</p> <p>2-7 ……………<u>内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるもの</u>以外の条約……………</p> <p>……………</p>	<p>(従来型の条約が適用される場合の取扱い)</p> <p>2-7 ……………<u>内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約</u>……………</p> <p>……………</p>
第 4 章 国別報告事項等及び連結法人の内部取引に係る独立企業間価格の算定	第 4 章 国別報告事項等及び連結法人の内部取引に係る独立企業間価格の算定
<p>(国別報告事項及び事業概況報告事項)</p> <p>4-1 <u>措置法第 66 条の 4 の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により提供される同条第 1</u></p>	<p>(国別報告事項及び事業概況報告事項)</p> <p>4-1 <u>連結法人から、措置法第 66 条の 4 の 4 第 1 項</u> (特定多国籍企業グループに係</p>

改正後			改正前		
<p>項に規定する国別報告事項（連結法人から提供されるものに限る。）並びに同条第4項第3号に規定する特定多国籍企業グループの同項第5号に規定する最終親会社等又は同項第6号に規定する代理親会社等の居住地国（同項第8号に規定する国又は地域をいい、同号イ及びロに定めるものに限る。）から提供される国別報告事項に相当する情報並びに措置法第66条の4の5第1項の規定により提供される同項に規定する事業概況報告事項（連結法人から提供されるものに限る。）について……………</p>			<p>る国別報告事項の提供)に規定する国別報告事項及び措置法第66条の4の5第1項（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する事業概況報告事項の提供がある場合に……………</p>		
<p>第5章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認</p> <p>（事前確認に係る相互協議）</p> <p>5-11</p> <p>(1) …………… 1(2)（用語の意義）……………</p> <p>(2) （省 略）</p>			<p>第5章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認</p> <p>（事前確認に係る相互協議）</p> <p>5-11</p> <p>(1) …………… 1ロ（用語の意義）……………</p> <p>(2) （同 左）</p>		
<p>（連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い）</p> <p>5-24</p> <p>(1) ……………</p> <p>（注） ……………（内国法人が連結グループに加入した場合等の取扱い）……………</p> <p>(2)・(3) （省 略）</p>			<p>（連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い）</p> <p>5-24</p> <p>(1) ……………</p> <p>（注） ……………（内国法人が連結グループに加入等した場合の取扱い）……………</p> <p>(2)・(3) （同 左）</p>		
<p>第6章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い……………</p>			<p>第6章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い……………</p>		
1-1(17)	法第2条第12号の19ただし書（定義）に規定する条約……………	……………	1-1(17)	法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に	……………

改正後			改正前		
				規定する租税条約…………… ……………	
2-7	……………内部取引 から所得が生ずる旨の定 めのあるもの」以外の条 約……………	……………	2-7	……………内部取引 から所得が生ずる旨を定 める租税条約以外の租税 条約」……………	……………
5-11(1)	……………1(2)(用 語の意義)…………… …	台湾の権限のある機関	5-11(1)	……………1ロ(用 語の意義)…………… …	台湾の権限のある機関
5-13(2)ホ及び 5-14(2)ロ	その所在する国又は地域 の税務当局	台湾の権限のある機関	5-13(2)ホ、5- 14(2)ロ	国又は地域の税務当局	台湾の権限のある機関
<p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）による改正に伴うこの事務運営指針の取扱いの改正（4-1を除く。）は、連結法人の令和2年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</p>					

改正後

改正前

様式1

内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
令和 年 月 日	申出法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	納税地	〒	電話() -
国税局長殿 税務署長殿	連単外	(フリガナ) 代表者氏名		印
	結体国	(フリガナ) 責任者氏名		
	法人	事業種目	資本金	百万円
(申出の内容) 内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容 (<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設得属資本相当額又は国外事業所等得属資本相当額の計算における比較対象法人) について、次とおり確認を受けたいので申出をします。 申出の後、添付した資料のほか審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	税 部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務 決 算 期		
	責任者氏名	業 種 番 号		
	事業種目	地 理 番 号		
	資本金	備 考	□親署→子署 □子署→親署	
名 称	税 理 士 署 名 押 印			
所 在 地				
代 表 者 氏 名				
事 業 種 目				
確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	自 平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
確認対象内部取引				
独立企業間価格の算定方法				
恒久的施設得属資本相当額又は国外事業所等得属資本相当額の計算における比較対象法人				
相互協議の希望の有無	有・無	相手国名		
確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
(その他特記事項)				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
※ 税務署処理欄	部 門	決 算	業 種 番 号	整 理 簿
				備 考

様式1

内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
平成 年 月 日	申出法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	納税地	〒	電話() -
国税局長殿 税務署長殿	連単外	(フリガナ) 代表者氏名		印
	結体国	(フリガナ) 責任者氏名		
	法人	事業種目	資本金	百万円
(申出の内容) 内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容 (<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設得属資本相当額又は国外事業所等得属資本相当額の計算における比較対象法人) について、次とおり確認を受けたいので申出をします。 申出の後、添付した資料のほか審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	税 部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務 決 算 期		
	責任者氏名	業 種 番 号		
	事業種目	地 理 番 号		
	資本金	備 考	□親署→子署 □子署→親署	
名 称	税 理 士 署 名 押 印			
所 在 地				
代 表 者 氏 名				
事 業 種 目				
確認対象(連結)事業年度	自 平成 年 月 日	平成 年 月 日	自 平成 年 月 日	平成 年 月 日
確認対象内部取引				
独立企業間価格の算定方法				
恒久的施設得属資本相当額又は国外事業所等得属資本相当額の計算における比較対象法人				
相互協議の希望の有無	有・無	相手国名		
確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成 年 月 日	平成 年 月 日
(その他特記事項)				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
※ 税務署処理欄	部 門	決 算	業 種 番 号	整 理 簿
				備 考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、法人税法第138条第1項第1号、法人税法第69条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第66条の4の3第1項、租税特別措置法第67条の18第1項又は租税特別措置法第68条の107の2第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における法人税法施行令第188条第2項第2号イ(1)若しくはロ(1)又は法人税法施行令第141条の4第3項第2号イ(1)又はロ(1)（法人税法施行令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合を含む。）に規定する比較対象法人についての確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る申出を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「申出の内容」欄の「<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。</p> <p>(3) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る申出である場合のみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(5) 「申出法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(6) 「確認対象（連結）事業年度」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上</u>、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「確認対象内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、<u>無形資産</u>の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(8) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は同法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-2（資料の添付）若しくは7-2（資料の添付）又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-2（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、法人税法第138条第1項第1号、法人税法第69条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第66条の4の3第1項、租税特別措置法第67条の18第1項又は租税特別措置法第68条の107の2第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における法人税法施行令第188条第2項第2号イ(1)若しくはロ(1)又は法人税法施行令第141条の4第3項第2号イ(1)又はロ(1)（法人税法施行令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合を含む。）に規定する比較対象法人についての確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る申出を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「申出の内容」欄の「<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。</p> <p>(3) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る申出である場合のみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(5) 「申出法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(6) 「確認対象（連結）事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「確認対象内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、<u>無形固定資産</u>の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(8) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は同法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-2（資料の添付）若しくは7-2（資料の添付）又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-2（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>

改正後

様式2

	第 号 令和 年 月 日										
納 税 地											
法 人 名											
代表者氏名	殿										
<p>国 税 局 長 税 務 署 長</p> <p>内部取引等に係る事前確認の通知書</p> <p>貴法人から平成 令和 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。</p> <p>なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から 月以内 に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 確認内部取引等を行う法人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 確認事業年度及び確認連結事業年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">確認事業年度</td> <td>平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期</td> </tr> <tr> <td>確認連結事業年度</td> <td>平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期</td> </tr> </table>		本店又は主たる事務所の所在地		法 人 名		代 表 者 氏 名		確認事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期	確認連結事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期
本店又は主たる事務所の所在地											
法 人 名											
代 表 者 氏 名											
確認事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期										
確認連結事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期										

改正前

様式2

	第 号 平成 年 月 日										
納 税 地											
法 人 名											
代表者氏名	殿										
<p>国 税 局 長 税 務 署 長</p> <p>内部取引等に係る事前確認の通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。</p> <p>なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から 月以内 に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 確認内部取引等を行う法人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 確認事業年度及び確認連結事業年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">確認事業年度</td> <td>平成 年 月期から平成 年 月期</td> </tr> <tr> <td>確認連結事業年度</td> <td>平成 年 月期から平成 年 月期</td> </tr> </table>		本店又は主たる事務所の所在地		法 人 名		代 表 者 氏 名		確認事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期	確認連結事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期
本店又は主たる事務所の所在地											
法 人 名											
代 表 者 氏 名											
確認事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期										
確認連結事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期										

改正後

内部取引等に係る事前確認の通知書

1 使用目的

「内部取引等に係る事前確認の通知書」(様式2)は、法人から申出のあった内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及び恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>
確認内部取引等を行う法人	<p>確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。</p> <p>それ以外の場合は当該欄を抹消する。</p>
確認事業年度及び確認連結事業年度	<p>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>

改正前

内部取引等に係る事前確認の通知書

1 使用目的

「内部取引等に係る事前確認の通知書」(様式2)は、法人から申出のあった内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及び恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p>「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>
確認内部取引等を行う法人	<p>確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。</p> <p>それ以外の場合は当該欄を抹消する。</p>
確認事業年度及び確認連結事業年度	<p>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>

改正後

様式3

	第 号 令和 年 月 日
納税地	
法人名	
代表者氏名	殿
国税局長 税務署長	
内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書	
貴法人から平成 令和 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、下記の理由により確認できませんので通知します。	
記	
1 確認対象内部取引等を行う法人	
本店又は主たる事務所の所在地	
法人名	
代表者氏名	
2 理由	

改正前

様式3

	第 号 平成 年 月 日
納税地	
法人名	
代表者氏名	殿
国税局長 税務署長	
内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書	
貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、下記の理由により確認できませんので通知します。	
記	
1 確認対象内部取引等を行う法人	
本店又は主たる事務所の所在地	
法人名	
代表者氏名	
2 理由	

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」(様式3)は、法人から申出のあった内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人の事前確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="235 526 1064 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</td> </tr> <tr> <td>確認内部取引等を行う法人</td> <td>確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。	確認内部取引等を行う法人	確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」(様式3)は、法人から申出のあった内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人の事前確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="1176 526 2004 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</td> </tr> <tr> <td>確認内部取引等を行う法人</td> <td>確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。	確認内部取引等を行う法人	確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。																				
確認内部取引等を行う法人	確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。																				
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。																				
確認内部取引等を行う法人	確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。																				

改正後

改正前

様式 4

内部取引等に係る事前確認の報告書

様式 4

内部取引等に係る事前確認の報告書

受付印		※整理番号				
		※連結グループ整理番号				
令和 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単外 結体国 親法法 法人人	(フリガナ) 法人名				
		納税地		〒		
		(フリガナ) 代表者氏名		印		
		(フリガナ) 責任者氏名				
		事業種目		資本金	百万円	
確認を受けた内部取引等について、次のとおり申告が行われていること報告します。						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 () -			決 算 期	
	(フリガナ) 責任者氏名				業 種 番 号	
	事業種目	資本金	百万円		整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
外国法人の 本店等又は 内 国法人の 国外事業所 等	名 称			税 理 士 署 名 押 印		
	所 在 地					
	代 表 者 氏 名					
	事 業 種 目					
報告 (連 結) 事 業 年 度		自 平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日			
		(連結) 事業年度 至 (連結) 事業年度				
確 認 内 部 取 引		平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日				
独立企業間価格の算定方法						
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等 帰属資本相当額の計算における比較対象法人						
補 償 調 整 の 有 無	有・無	補償調整の方法 及びその金額等	恒久的施設帰属所得：イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 国外事業所等帰属所得：(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/>			
恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る 事務運営要領等に定める事項を記載した資料		(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ()				
(その他特記事項)						
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	

受付印		※整理番号				
		※連結グループ整理番号				
平成 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単外 結体国 親法法 法人人	(フリガナ) 法人名				
		納税地		〒		
		(フリガナ) 代表者氏名		印		
		(フリガナ) 責任者氏名				
		事業種目		資本金	百万円	
確認を受けた内部取引等について、次のとおり申告が行われていること報告します。						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)			部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 () -			決 算 期	
	(フリガナ) 責任者氏名				業 種 番 号	
	事業種目	資本金	百万円		整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
外国法人の 本店等又は 内 国法人の 国外事業所 等	名 称			税 理 士 署 名 押 印		
	所 在 地					
	代 表 者 氏 名					
	事 業 種 目					
報告 (連 結) 事 業 年 度		自 平成 年 月 日	平成 年 月 日			
		(連結) 事業年度 至 (連結) 事業年度				
確 認 内 部 取 引		平成 年 月 日 平成 年 月 日				
独立企業間価格の算定方法						
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等 帰属資本相当額の計算における比較対象法人						
補 償 調 整 の 有 無	有・無	補償調整の方法 及びその金額等	恒久的施設帰属所得：イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 国外事業所等帰属所得：(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/>			
恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る 事務運営要領等に定める事項を記載した資料		(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ()				
(その他特記事項)						
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、内部取引等に係る事前確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る報告を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「確認法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(5) 「報告（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「確認内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は同法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく恒久的施設帰属所得に係る所得の金額、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額又は国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の調整等の有無を記載してください。</p> <p>(10) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(9)の調整がある場合に、その処理が平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-18(2)(イ)から(ニ)（事前確認に基づく調整等）まで、7-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかを記載してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この報告書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、7-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-16(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営指針の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、内部取引等に係る事前確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る報告を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「確認法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(5) 「報告（連結）事業年度」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「確認内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けた内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は同法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく恒久的施設帰属所得に係る所得の金額、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額又は国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の調整等の有無を記載してください。</p> <p>(10) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(9)の調整がある場合に、その処理が平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-18(2)(イ)から(ニ)（事前確認に基づく調整等）まで、7-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかを記載してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この報告書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、7-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-16(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営指針の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>

改正後

様式 5

第 号
令和 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

内部取引等に係る事前確認の取消通知書

平成 令和 年 月 日付で通知した下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 確認内部取引等を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

改正前

様式 5

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

内部取引等に係る事前確認の取消通知書

平成 年 月 日付で通知した下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、平成 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 確認内部取引等を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の取消通知書</p> <p>1 使用目的 「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」(様式5)は、内部取引等に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認について取消しを行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="264 485 1034 1410"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td><u>「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 <u>「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u></td> </tr> <tr> <td>確認内部取引等を行う法人</td> <td>事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	<u>「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 <u>「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u>	確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の取消通知書</p> <p>1 使用目的 「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」(様式5)は、内部取引等に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認について取消しを行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="1205 485 1975 1410"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</td> </tr> <tr> <td>確認内部取引等を行う法人</td> <td>事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。	確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	<u>「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 <u>「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u>																				
確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。																				
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。																				
確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-20(1)(事前確認の取消し)若しくは7-20(1)(事前確認の取消し)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-20(1)(事前確認の取消し)に定める取消し理由を記載する。																				

改正後

様式6

連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書
連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書

受付印 令和 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※整理番号		※連結グループ整理番号	
		届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 連単結体法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目 資本金 百万円	電話() -	
<input type="checkbox"/> 旧申出法人 <input type="checkbox"/> 新対称法人 <input type="checkbox"/> 連単結体法人 名称 所在地 代表者氏名 事業種目	(フリガナ) 法人名	〒	(局 番)	電話() -	印
	(フリガナ) 代表者氏名	事業種目		資本金 百万円	整理番号
	責任者氏名	税務署 税務署 税務署		税務署 税務署 税務署	税務署 税務署 税務署
	事業種目	業種番号		業種番号	業種番号
	回付先	□親署→子署 □旧子署→旧親署		回付先	回付先
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日				
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度				
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度)				
	平成・令和 年 月 日 連結事業年度 至 平成・令和 年 月 日 連結事業年度				
(単体事業年度)					
平成・令和 年 月 日 事業年度 至 平成・令和 年 月 日 事業年度					
平成・令和 年 月 日 事業年度 至 平成・令和 年 月 日 事業年度					
税理士署名押印		印			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

改正前

様式6

連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書
連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書

受付印 令和 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※整理番号		※連結グループ整理番号	
		届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 連単結体法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目 資本金 百万円	電話() -	
<input type="checkbox"/> 旧申出法人 <input type="checkbox"/> 新対称法人 <input type="checkbox"/> 連単結体法人 名称 所在地 代表者氏名 事業種目	(フリガナ) 法人名	〒	(局 番)	電話() -	印
	(フリガナ) 代表者氏名	事業種目		資本金 百万円	整理番号
	責任者氏名	税務署 税務署 税務署		税務署 税務署 税務署	税務署 税務署 税務署
	事業種目	業種番号		業種番号	業種番号
	回付先	□親署→子署 □旧子署→旧親署		回付先	回付先
当初の事前確認の申出日	平成 年 月 日				
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	平成 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度				
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度)				
	平成 年 月 日 連結事業年度 至 平成 年 月 日 連結事業年度				
(単体事業年度)					
平成 年 月 日 事業年度 至 平成 年 月 日 事業年度					
平成 年 月 日 事業年度 至 平成 年 月 日 事業年度					
税理士署名押印		印			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 の記載要領</p> <p>1 この届出書は、内国法人が内部取引等に係る事前確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その事前確認を受けようとする内部取引等（以下「確認対象内部取引等」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出申出法人」、「□ 旧申出連結子法人 □ 審査対象法人」又は「国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください</u></p> <p>(6) 「この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度を記載してください。</u></p> <p>(7) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、この届出による変更後の確認対象内部取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</u></p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 の記載要領</p> <p>1 この届出書は、内国法人が内部取引等に係る事前確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その事前確認を受けようとする内部取引等（以下「確認対象内部取引等」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出申出法人」、「□ 旧申出連結子法人 □ 審査対象法人」又は「国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、<u>審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</u></p> <p>(6) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、この届出による変更後の確認対象内部取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</p>